

②

令和8年

市議会4月臨時会議案
(その2)

静岡市

議 案 説 明

自議案第 149 号

専決処分の報告及びその承認について

至議案第 150 号

いずれも、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

議案第 149 号は、令和 7 年度静岡市一般会計補正予算（第 8 号）で、年度末に至り、アリーナ整備事業費ほか 1 件の債務負担行為を廃止する予算の補正について、緊急を要したため専決処分したものである。

議案第 150 号は、静岡市税条例の一部改正で、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止等について、緊急を要したため専決処分したものである。

議案第 151 号 静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部改正について

施設改修による休館に伴い、休館期間中の特別観覧料の減額又は免除について市長が行うことができるよう改めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 149 号	専決処分の報告及びその承認について(令和 7 年度静岡市一般会計補正予算(第 8 号))	3
議案第 150 号	専決処分の報告及びその承認について(静岡市税条例の一部改正について)	6
議案第 151 号	静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部改正について	9

議案第149号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度静岡市一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月27日提出

静岡市長 難波喬司

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度静岡市一般会計補正予算（第8号）について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

静岡市長 難 波 喬 司

令和7年度静岡市の一般会計の補正予算（第8号）

令和7年度静岡市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の廃止は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
アリーナ整備事業費	自令和8年度 至令和41年度	30,000,000千円に金利変動及び物価変動による増減額（当該増減額に係る消費税及び地方消費税を含む。）並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額。
東 静 岡 地 区 ペデストリアンデッキ 整備事業費	自令和8年度 至令和11年度	2,510,000千円

議案第150号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年4月27日提出

静岡市長 難波喬司

専決第2号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

静岡市長 難波喬司

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第9条中「の種別割」を削る。

第10条中「、第87条の5第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第87条の5第1項の申告書、」を削る。

第86条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第86条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第86条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、

買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第86条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第87条の2から第87条の7までを削る。

第88条から第91条までの規定（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第92条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第93条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条（見出しを含む。）及び第95条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第96条第2項中「第86条第3項ただし書」を「第86条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第30条の2から附則第30条の6までを削る。

附則第30条の7の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「初回番号指定」を「初回車両番号指定」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削り、同条を附則第30条の2とする。

附則第31条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 この条例の施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第151号

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部改正について

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年4月27日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
静岡市東海道広重美術館条例の一部を改正する条例（令和8年静岡市条例第24号）の一部を
次のように改正する。

第1条中第10条の改正規定の次に次のように加える。

第10条の次に次の1条を加える。

（特別観覧料の減額又は免除）

第10条の2 市長は、特別の理由があると認めるときは、別表第2の特別観覧料を減額し、
又は免除することができる。

第2条中第10条の改正規定の次に次のように加える。

第10条の2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。